

京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程の一部を次のように改正する。

第1条中「事項の」を「事項を」に、「審議に係る京都市職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）第9条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき」を「審議するため、」に改める。

第2条第2項中「学識経験者」を「医師」に改め、同条第3項中「学識経験者としての」を削り、「名」を「人」に改める。

第3条中「条例第11条第1項本文に規定する期間」を「委員の任期」に改める。

第5条第7項中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

（上下水道局総務部職員課）